第Ⅳ章　北陸農業の持続的発展

１．農業者戸別所得補償制度(経営所得安定対策)

農業者戸別所得補償制度（以下「本制度」という。）は、平成22（2010）年度に実施した水田を対象とする戸別所得補償モデル対策に続いて、23（2011）年度から畑作物にも対象を拡大して本格実施となり、24（2012）年度も同じ仕組みで実施しました。

（１）加入推進活動と申請件数

北陸地域の申請件数は12万件で前年度と比べて微減

本制度の加入推進に当たっては、県段階、地域段階の農業再生協議会と連携しながら、推進活動を展開しました。特に米の所得補償交付金については、米の生産数量目標に従って生産（耕作）した販売農家又は集落営農が対象であることから、米の需給調整非実施者の多い新潟県においては、新潟市周辺を中心として加入推進重点地域を設定し、需給調整非実施者への戸別訪問等の取組を実施しました。

平成24（2012)年度の北陸地域（新潟県、富山県、石川県、福井県）の申請件数は12万2,224件となり、前年度の支払実績と比べて4,378件減少しました。

経営形態別にみると、個人が11万9,591件、法人が1,444件、集落営農が1,189件となり、個人が減少する一方で、法人及び集落営農は増加していることから、緩やかに構造改革が進んでいると考えています。

交付金別にみると、米の所得補償交付金が11万8,767件、水田活用の所得補償交付金が５万7,460件、畑作物の所得補償交付金が8,649件となりました（表Ⅳ－１）。

表Ⅳ－１　農業者戸別所得補償制度の申請件数（経営形態別･交付金別）

(単位：件)

県　名	申請件数	経営形態別			交付金別		
		個　人	法　人	集落営農	米の交付金	水田活用の交付金	畑作物の交付金
新潟県	60,188	59,205	694	289	58,712	31,954	4,239
富山県	23,350	22,591	337	422	22,389	11,877	1,365
石川県	18,366	18,016	203	147	18,059	4,421	823
福井県	20,320	19,779	210	331	19,607	9,208	2,222
北陸計	122,224	119,591	1,444	1,189	118,767	57,460	8,649
(23年度)	(126,602)	(124,052)	(1,393)	(1,157)	(123,879)	(49,212)	(6,913)
全国計	1,157,466	1,141,851	8,040	7,575	1,010,413	587,558	87,995
(23年度)	(1,150,159)	(1,135,010)	(7,563)	(7,586)	(1,008,018)	(539,741)	(74,610)

資料：農林水産省「平成24年度の農業者戸別所得補償制度の加入申請状況について」（平成24年10月17日公表）
注：23年度は、平成24年4月末時点の支払対象者数です。

（2）米の需給調整の状況

平成24（2012）年産米の生産数量目標に対する管内各県の取組状況は、富山県、石川県及び福井県については引き続き生産数量目標の範囲内の主食用水稲作付となりました(図Ⅳ-１)。

新潟県における過剰作付面積は、23（2011）年産米3,720haから24（2012）年産米4,100haへと380ha程度増加していますが、県の生産数量目標（面積換算値）が1,175ha減少したことにより、主食用水稲作付面積はむしろ減少しています(表Ⅳ-２)。

図Ⅳ－1 生産数量目標に対する主食用水稲作付面積の割合

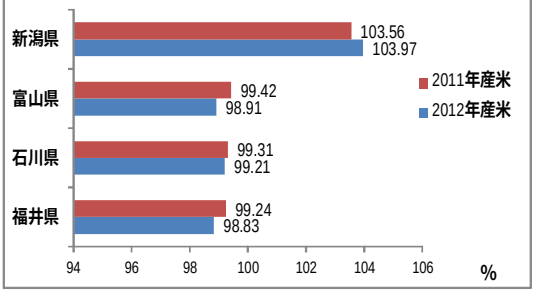

表Ⅳ－2　米の需給調整の取組状況　(単位：ha)

県名	生産数量目標の面積換算値(2012)①	2012年産主食用水稲作付面積②	差引②－①	生産数量目標の面積換算値(2011)③	2011年産主食用水稲作付面積④	差引③－④	①－③	②－④
新潟県	103,200	107,300	4,100	104,375	108,094	3,720	△ 1,175	△ 794
富山県	36,700	36,300	△ 400	36,742	36,530	△ 212	△ 42	△ 230
石川県	25,300	25,100	△ 200	25,408	25,232	△ 176	△ 108	△ 132
福井県	25,700	25,400	△ 300	25,820	25,623	△ 196	△ 120	△ 223
北陸計	190,900	194,100	3,200	192,345	195,479	3,134	△ 1,445	△ 1,379

※2012年産の取組状況は10月15日現在
集計値はラウンドの関係で内訳と合致が一致しない場合があります。

（3）米の所得補償交付金申請者の作付計画面積

米の所得補償交付金申請者の作付計画面積は、北陸地域で17万6,535haとなり、前年度と比べて2,005ha減少しました。これは、主食用米の生産数量目標（面積換算値）が北陸地域で約1,500ha減少したことや、23年産米の相対取引価格が堅調だったことから、新潟県を中心に自らの経営判断による需給調整非実施者が増加したためと考えられます（表Ⅳ－３)。

表Ⅳ－3　米の所得補償交付金申請者の作付計画面積

(単位：ha)

県　名	作付計画面積	生産数量目標(面積換算値)
新潟県	91,829	103,200
富山県	35,610	36,700
石川県	24,645	25,300
福井県	24,451	25,700
北陸計	176,535	190,900
(23年度)	(178,539)	(192,345)
全国計	1,153,641	1,500,000
(23年度)	(1,128,201)	(1,504,000)

資料：農林水産省「平成24年度の農業者戸別所得補償制度の加入申請状況について」（平成24年10月17日公表）
注：23年度は、平成24年4月末時点の支払面積です。

（４）水田活用の所得補償交付金申請者の作付計画面積

加工用米の生産が拡大

水田活用の所得補償交付金申請者の作付計画面積は、北陸地域で４万2,764haとなり、前年度の支払実績と比べて1,705ha増加しました。これは、米の生産数量目標が減少したことや不作付地の改善に取り組んだことによるものと考えられます。作物別では、加工用米、そば、麦が増加する一方、大豆、米粉用米等が減少しました。

新規需要米のうち、米粉用米は2,601haで、全国（6,365ha）の41%を占めています（表Ⅳ－４）。

表Ⅳ－４ 水田活用の所得補償交付金申請者の作付計画面積

(単位：ha)

県 名	麦	大豆	飼料作物	新規需要米				そば	なたね	加工用米	合計
					米粉用米	飼料用米	WCS用稲				
新潟県	224	5,375	423	4,541	2,356	1,881	304	1,230	16	5,483	17,292
富山県	3,240	4,618	381	957	204	626	127	360	26	963	10,547
石川県	955	1,083	58	464	33	406	25	309	0	999	3,869
福井県	5,031	1,011	55	306	8	180	117	3,960	2	692	11,057
北陸計	9,451	12,087	917	6,268	2,601	3,093	573	5,860	44	8,136	42,764
(23年度)	(9,140)	(12,812)	(938)	(6,362)	(2,780)	(3,049)	(533)	(5,487)	(52)	(6,267)	(41,059)
全国計	166,087	107,008	102,928	66,770	6,365	34,656	25,750	38,105	680	32,955	514,533
(23年度)	(169,665)	(111,069)	(100,881)	(63,877)	(7,263)	(33,758)	(22,856)	(35,260)	(643)	(27,494)	(508,890)

資料：農林水産省「平成24年度の農業者戸別所得補償制度の加入申請状況について」（平成24年10月17日公表）

注：23年度は、平成24年4月末時点の支払面積です。

（５）畑作物の所得補償交付金申請者の作付計画面積

六条大麦とそばの作付が増加

畑作物の所得補償交付金申請者の作付計画面積（水田と畑）は、北陸地域で２万7,797haとなり、前年度の支払実績と比べて2,949ha増加しました。

作物別では、麦、そばが増加する一方、大豆、なたねが減少しました（表Ⅳ－５）。

表Ⅳ－５ 畑作物の所得補償交付金申請者の作付計画面積

(単位：ha)

県 名	4麦計	小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	そば	なたね	てん菜	でん粉原料用ばれいしょ	合計
新潟県	232	9	－	224	－	5,378	1,381	16	－	－	7,007
富山県	3,093	26	5	3,062	－	4,427	373	26	－	－	7,919
石川県	1,228	76	－	1,153	－	1,423	306	0	－	－	2,957
福井県	5,033	4	－	5,029	－	979	3,895	6	－	－	9,913
北陸計	9,587	114	5	9,467	－	12,208	5,955	48	－	－	27,797
(23年度)	(7,240)	(106)	(－)	(7,134)	(－)	(12,619)	(4,926)	(63)	(－)	(－)	(24,848)
全国計	242,369	202,647	19,008	15,989	4,725	111,806	55,445	1,268	59,014	18,145	488,047
(23年度)	(232,999)	(196,456)	(18,400)	(13,651)	(4,492)	(110,984)	(46,871)	(1,415)	(60,383)	(18,296)	(470,948)

資料：農林水産省「平成24年度の農業者戸別所得補償制度の加入申請状況について」（平成24年10月17日公表）

注：23年度は、支払数量を県の同年の実単収で換算した面積です。

平成25（2013）年度は、名称を「経営所得安定対策」に変更しますが、24（2012）年度と基本的に同じ枠組みで実施しています。

また、26（2014）年度以降のあり方については、今後検討していくこととしています。

２．意欲ある多様な農業者による農業経営の推進

（１）認定農業者の動向

認定農業者の高齢化が急速に進展

認定農業者制度は、農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画（「農業経営改善計画」）を市町村が認定し、この認定を受けた農業者（「認定農業者」）に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。このため、認定農業者は、地域の中心的な経営体として今後の地域農業を支えていくことが望まれます。

平成24（2012）年３月末現在、北陸地域における農業経営改善計画の認定数は、１万7,825経営体（全国23万7,428経営体）となっています。

認定状況について、営農類型別に全体に占める割合をみると、北陸地域では、稲作単一経営が52.0%（全国10.3%）、稲作を主とした準単一複合経営が35.5%（24.9%）となっており、これら稲作主体の経営が全体の87.4%（35.2%）を占め、水田農業を中心とする北陸地域の特徴がうかがえます。

また、認定農業者（法人、共同申請を除く）の年齢階層別割合をみると、北陸地域では65歳以上が24.7%（全国17.5%）、60歳～64歳が26.8%（23.0%）となっており、60歳以上が51.5%（40.5%）と、過半を占めることとなります。さらに、この年齢階層別割合を過去と比較してみると、65歳以上については、５年前が11.3%（全国9.3%）、10年前が2.8%（3.5%）であったことから、急速に高齢化が進展していることがわかります（図Ⅳ－２）。

このような中、農業の体質強化は急務となっており、北陸農政局では、管内各県や関係機関とも緊密に連携しつつ、新規就農者の確保・定着や離農者から担い手への経営継承の促進が必要であり、市町村における「人・農地プラン」の作成・実行を推進しているところです。

図Ⅳ－２　年齢階層別認定農業者の推移（北陸地域）

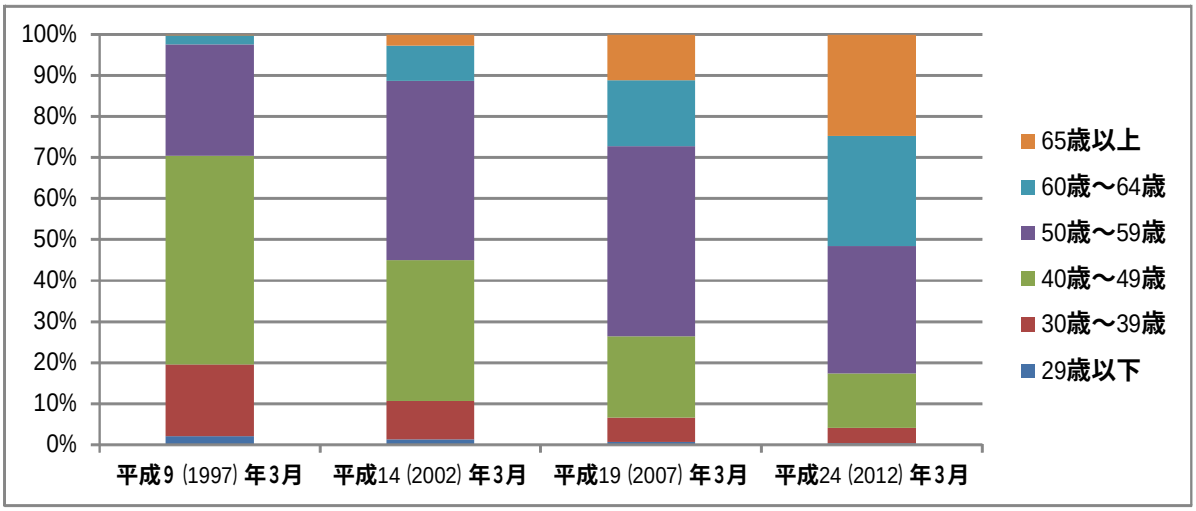

資料：農林水産省「農業経営改善計画の営農類型別認定状況」

（２）集落営農の動向

北陸地域の集落営農数は2,326で、うち法人の割合は33.7%。

北陸地域における平成25（2013）年２月１日現在の集落営農数は2,326で、前年に比べて28（1.2%）増加しました。このうち法人の集落営農数は785で、前年に比べて62（8.6%）増加し、集落営農数全体に占める割合は33.7%となり、全国に比べて高い割合で推移しています（図Ⅳ－３）。

図Ⅳ－３　集落営農数及び法人数割合の推移

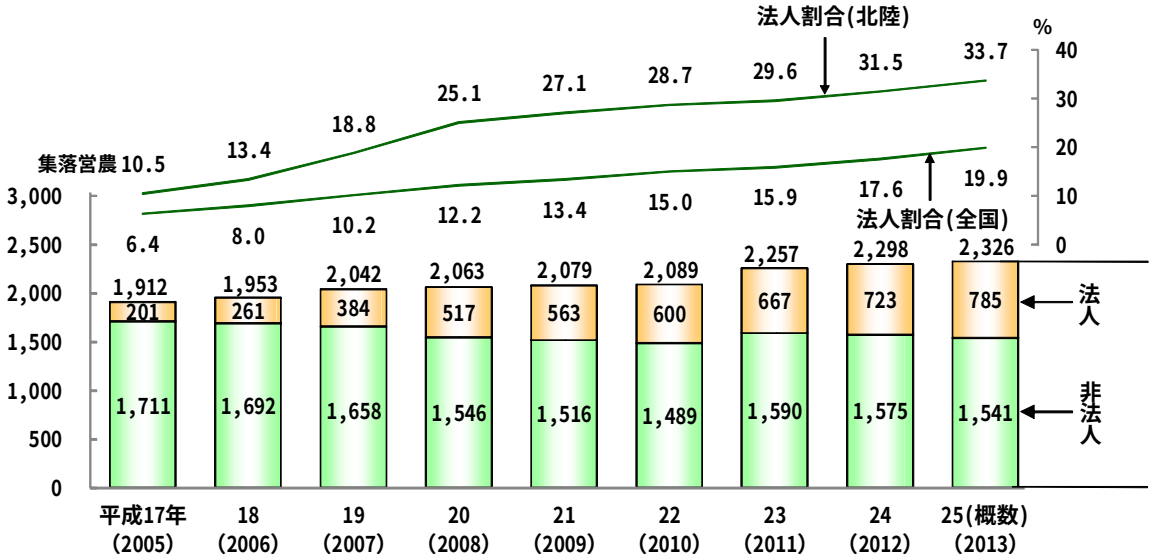

集落営農における具体的な活動内容をみると、「農産物等の生産・販売活動を行う」集落営農の割合が85.3%と最も高く、次いで「機械の共同所有・共同利用を行う」の85.1%、「作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行う」の66.6%となっています（図Ⅳ－４）。

図Ⅳ－４活動内容別集落営農数割合（複数回答）（北陸）

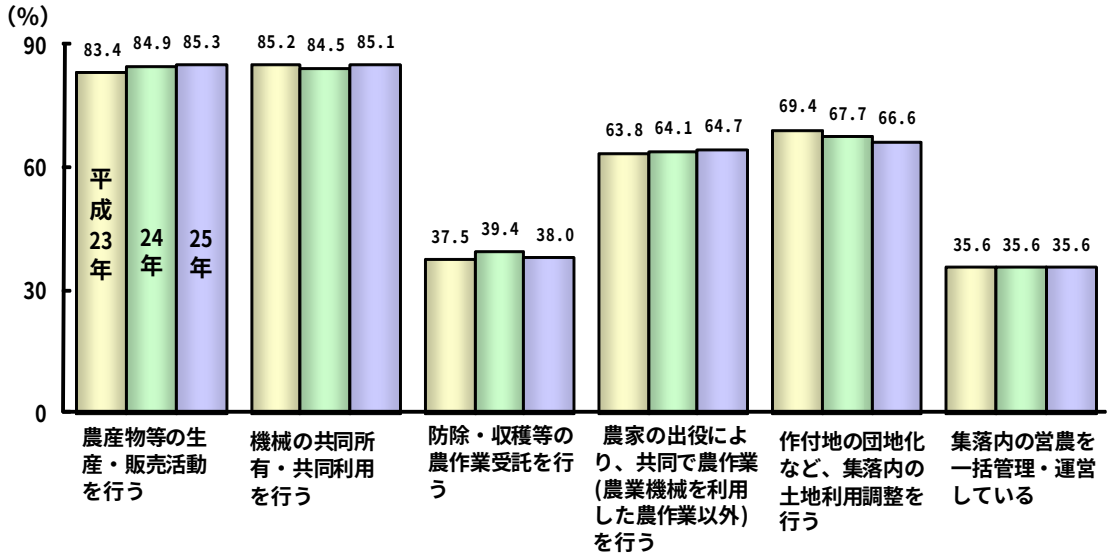

資料：農林水産省「集落営農実態調査」

注：平成25年値は概数値です。

（３）農業経営の法人化の動向

農業生産法人数は5%増加

全国の農業生産法人数の推移をみると、平成19（2007）年は1,054法人、20（2008）年は1,053法人と大きく増加していましたが、23(2011)年は223法人、24(2012)年は765法人の増加（全国1万2,817法人）にとどまりました。

北陸地域も全国と同様に、19（2007）年は193法人、20（2008）年は304法人と顕著な増加を示していましたが、23（2011）年は28法人、24（2012）年は71法人の増加にとどまりました。

これは、19（2007）年産から導入された水田経営所得安定対策へ加入するため、法人化の取組が集中的に行われたことによるものと考えられます。

24（2012）年の北陸地域における農業生産法人を組織形態別にみると、農事組合法人が56%（全国26%）、特例有限会社が34%（全国51%）、株式会社（特例有限会社を除く。）が10%（全国21%）となっており、全国と比べると農事組合法人が多く株式会社が少ないという傾向がみられます。

これは、水稲単作・安定兼業を背景に、協働による農地の維持・管理を主目的とする組織が多く、地縁的な共同体的性格の農事組合法人を指向する傾向が強いためと考えられます（表Ⅳ－６）。

表Ⅳ－６　農業生産法人数の推移

区分	総数						農事組合法人						株式会社(特例有限会社を除く)						株式会社（特例有限会社）					
	全国	北陸	新潟県	富山県	石川県	福井県	全国	北陸	新潟県	富山県	石川県	福井県	全国	北陸	新潟県	富山県	石川県	福井県	全国	北陸	新潟県	富山県	石川県	福井県
1965	1,294	11	7	3	1	-	568	9	5	3	1	-	-	-	-	-	-	-	712	2	2	-	-	-
1975	2,879	36	23	7	1	5	856	25	14	6	1	4	-	-	-	-	-	-	2,007	11	9	1	-	1
1985	3,168	61	39	11	8	3	1,324	36	19	10	6	1	-	-	-	-	-	-	1,825	24	20	1	2	1
1995	4,150	208	115	48	33	12	1,335	77	40	28	5	4	-	-	-	-	-	-	2,797	131	75	20	28	8
2005	7,904	545	258	123	104	60	1,782	182	66	56	27	33	120	10	5	1	2	2	5,961	352	186	66	75	25
2006	8,412	651	289	160	124	78	1,841	249	79	89	34	47	180	10	6	-	2	2	6,345	390	203	70	88	29
2007	9,466	844	372	202	148	122	2,198	354	112	119	44	79	385	22	10	3	5	4	6,818	462	249	79	99	35
2008	10,519	1,148	588	241	173	146	2,694	601	294	151	61	95	832	63	38	6	12	7	6,896	473	255	83	100	35
2009	11,064	1,216	617	263	177	159	2,855	654	314	169	66	105	1,200	84	51	10	13	10	6,878	466	251	83	98	34
2010	11,829	1,270	634	284	186	166	3,056	692	323	185	75	109	1,696	94	54	12	14	14	6,907	470	256	85	96	33
2011	12,052	1,298	648	292	189	169	3,154	715	331	198	77	109	2,135	111	62	12	19	18	6,572	457	254	80	92	31
2012	12,817	1,369	665	320	198	186	3,371	764	339	220	84	121	2,648	131	71	18	20	22	6,574	459	254	81	93	31

資料：北陸農政局調べ

注：1)　各年１月１日現在。
　　2)　「総数」欄には、持分会社を含むため、農事組合法人、株式会社の合計とは一致しない。
　　3)　特例有限会社とは、2006年５月１日の会社法施行以前に有限会社であった会社であって、同法施行後もなお基本的には従前によるものとされる株式会社のことです。

（４）一般法人の農業参入

農地法等の改正以降、新たな一般法人78法人が農業に参入

平成21（2009）年12月15日に施行された、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）において、一定の要件の下で農地の貸借の規制を見直したことにより、より一層、一般法人の農業参入が容易となりました。

この結果、農地法等の改正以降、北陸地域において新たに農業に参入した一般法人は24（2012）年12月31日現在、78法人(全国1,071法人)となっています（表Ⅳ－７）。

これら農業に参入した一般法人を業種別にみると、建設業が24法人、食品業が19法人、農業が17法人、その他が18法人となっています。また、営農作物別にみると、野菜が34法人、米麦等が19法人、複合が13法人、その他が12法人となっています（表Ⅳ－８）。

表Ⅳ－７　一般法人の農業参入状況

	全国	北陸	新潟県	富山県	石川県	福井県
2009.12.14	436	55	32	7	15	1
2010. 6.30	175	16	4	1	7	4
2010.12.31	364	34	11	1	11	11
2011. 6.30	527	53	20	2	18	13
2011.12.31	677	61	24	2	20	15
2012. 6.30	952	73	30	3	23	17
2012.12.31	1,071	78	33	3	24	18

資料：北陸農政局調べ

注：1)　「2009.12.14」の法人数については、農地法等改正以前の特定法人貸付事業により農地を借り受け農業参入した法人数です。

2)　「2010.6.30」以降の法人数については、農地法等改正以降、特定法人貸付事業により既に農地を借り受けた法人以外の新たに農業参入した法人数です。

表Ⅳ－８　北陸地域において農業参入した一般法人の業種別及び営農作物別状況

		参入法人数	業種別				営農作物別			
			建設業	食品業	農業	その他	野菜	米麦等	複合	その他
北　陸		78	24	19	17	18	34	19	13	12
	新潟県	33	5	8	10	10	12	11	5	5
	富山県	3	1	1	-	1	1	1	1	-
	石川県	24	14	2	4	4	10	5	4	5
	福井県	18	4	8	3	3	11	2	3	2

資料：北陸農政局調べ

注：業種別が「農業」に該当する法人とは、参入前に農地等を利用しない農畜産業を行っていた法人又は、農産物等の生産を目的として設立された企業の子会社です。

一般法人の農業参入事例

○参入市町村：石川県七尾市
○参入法人：（株）スギヨファーム
○借入農地面積：26ha

（株）スギヨは、水産練製品の製造・販売会社として全国展開していますが、地産地消をコンセプトとして能登の素材を生かした高付加価値の商品作りなどを目的に七尾市内の能登島地域において、19（2007）年4月に農業に参入しました。

参入時には4.8haだった農地を24（2012）年には26haまで拡大し、収穫量も70t/年から720t/年に増加しています。

収穫した野菜は、スギヨ製品の原材料として用いる他、地元や金沢市内の量販店等において販売し、地産地消を進めています。

また、農作業イベント等を通じて、地域住民や農業者との信頼関係の構築に努めています。

24年（2012）年３月には、農業事業部門を農業生産法人化して、（株）スギヨファームを設立しました。

今後は、販売先を広げ、能登の野菜をブランド化していくこととしています。（25（2013）年３月時点）

○参入市町村：富山県氷見市
○参入法人：（株）Ｔ－ＭＡＲＫＳ
○借入農地面積：5.3ha

氷見漁港で魚卸業等を営む（株）釣屋魚問屋は、多角的な事業展開を検討する中で、新潟県内に観光ワイナリーがあることを知り、「氷見でブドウを育て、氷見で醸造する氷見ワインを誕生させる」「氷見の魚介、地元産食材とコラボレーションした飲食事業を展開する」等をコンセプトに（株）Ｔ－ＭＡＲＫＳを設立して、20（2008)年６月に農業に参入しました。

23（2011）年にはワイナリーを整備し、農園で生産したブドウのみを用いた「氷見産ワイン」の製造・販売を始めました。

また、同年秋にはカフェ・ショップもオープンさせ、自社ワインの他、農園で栽培した果実や野菜、親会社の魚問屋が仕入れた氷見産の魚を使った料理等を提供しています。

今後は、経営面積の拡大によるブドウの生産及びワイン製造の増加を図り、観光ワイナリーとして地域活性化を図っていくこととしています。

（５）新規就農の促進

ア．新規就農者数

農業法人等への就業が過半

平成23（2011）年の新規就農者数は396人となり、その内訳は、新潟県200人、富山県53人、石川県92人、福井県51人です（図Ⅳ－５）。

次に就農形態別に新規就農者の推移をみると、非農家出身である「新規参入」は207人であり前年同様、全体の半数近くを占めています。農家出身で他産業からの就農者である「Ｕターン」は124人と減少傾向にあります。農家子弟等の「新規学卒」は65人であり、前年に比べ3人減少していますが新規就農者数に占める割合はほとんど同率となっています。

なお、法人就農者数は229人であり、新規就農者数の過半を占めています（図Ⅳ－６）。

新規就農者のうち「新規参入」が過半数を占め、そのほとんどが農業法人等に就農する傾向が近年続いています。

図Ⅳ－５　新規就農者数の推移

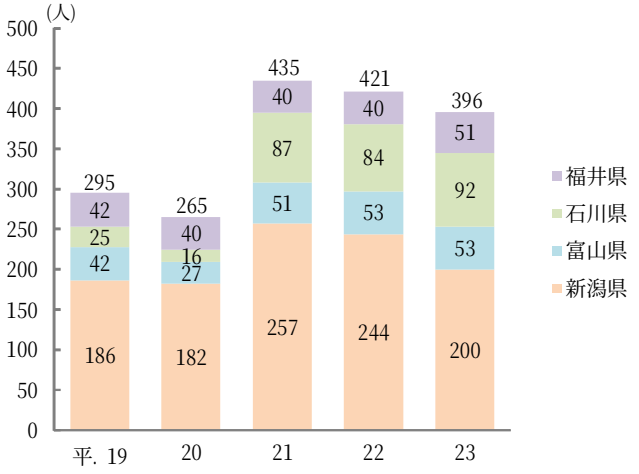

資料：北陸農政局調べ
注：1)各県において調査対象年齢に相違有り
2)石川県は2009年度から「年度単位」に変更

図Ⅳ－６　就農形態別新規就農者数の推移

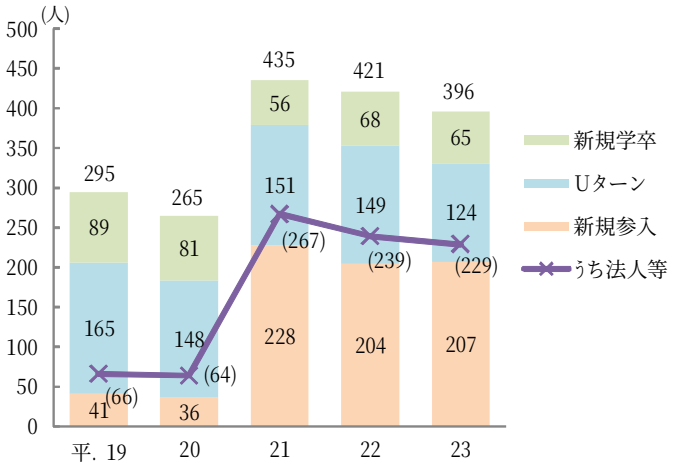

資料：北陸農政局調べ

イ．新規就農の推進

新規就農セミナーの開催等

北陸地域における基幹的農業従事者の平均年齢は、平成22（2010）年で68.4歳と高齢化が進展しています。持続可能な力強い農業を実現していくため、青年新規就農者を大幅に増加させることが重要です。

このため、24（2012）年度より青年就農意欲の喚起と就農後の定着を図るための青年就農給付金を給付しています。また、青年の農業法人への雇用就農を促進する農の雇用事業や今後の地域農業のリーダーを育成する農業者育成支援事業を行っています。

北陸農政局では、管内４県及び市町村で実施している新規就農関連施策を取りまとめたパンフレットを作成してハローワーク等に配布するとともに、（公社）ふくい農林水産支援センターや福井県と連携し、「新規就農セミナー」を開催（25（2013）年２月、福井市）しました。

（６）女性の能力の積極的な活用

ア．北陸地域における女性の参画状況

農業委員等に占める女性の割合は依然低い水準

2010年世界農林業センサスによると、北陸地域の農業就業人口の49.7%は女性であり、女性は農業や地域社会の担い手として重要な役割を果たしています。

しかし、農協役員に占める女性の割合は5.1%（24（2012）年事業年度、前年度は4.4%）、農業委員に占める女性の割合は5.7%（23（2011）年10月現在、前年4.9%）と、前年に比べ増加しているものの、依然として低い水準にとどまっており、全国でも同じ傾向がみられます。

また、農産物加工や販売等の農村女性起業数は919件（24（2012）年3月31日現在）と年々増加していますが、その経営規模は、年間売上金額300万円未満の零細なものが約55%を占めています。（図Ⅳ－７、図Ⅳ－８）

このようなことから、地域で活躍する女性の社会参画や女性経営者の飛躍的な発展を支援することが大切です。24（2012）年度から、「女性経営者発展支援事業」を実施し女性農業者、異業種とのワークショップ等を開催し、販売ノウハウ等を学ぶとともに、ネットワーク化を推進することで女性の更なる経営発展の促進を図っています。

図Ⅳ－７　女性起業数の推移(北陸)

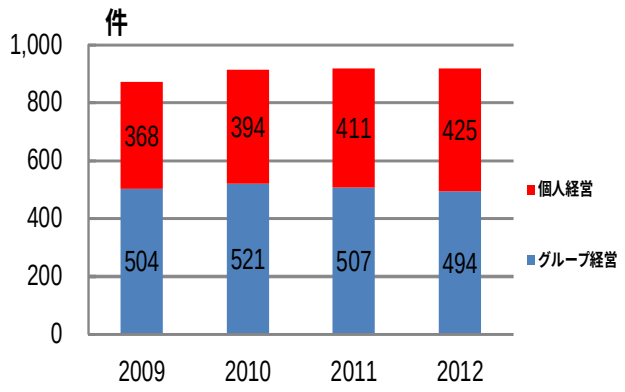

資料：農林水産省人材育成課調べ
（ただし、2010年及び2012年は北陸農政局調べ）
（2009～2012年3月31日現在）

図Ⅳ－８　女性起業の年間売上金額の割合(北陸)

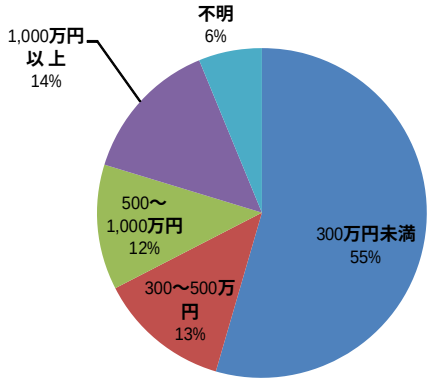

資料:北陸農政局調べ
（2012年3月31日現在）

イ．男女共同参画社会の形成に向けた取組

北陸農政局農山漁村男女共同参画フォーラム等の開催

平成24（2012）年度においては、農山漁村における女性の経営参画や起業活動を促進するため、女性農業者の情報交換や女性農業委員等の登用拡大を目指し、「農山漁村女性６次産業化実践セミナー」（24（2012）年7月、金沢市）、「北陸農政局農山漁村男女共同参画フォーラム」（同年11月、金沢市）を開催しました。

農山漁村女性６次産業化実践セミナー

３．農地の現状と有効利用

（１）農地面積

耕地面積は前年に比べ1,100ha減少、耕地利用率は0.2ポイント低下

北陸地域の平成24（2012）年７月15日現在の耕地面積は31万5,900haで、前年に比べて1,100ha（0.3%）減少しました。これを田畑別にみると、田は28万2,800ha、畑は３万3,100haで、前年に比べて、1,000ha（0.4%）、100ha（0.3%）とそれぞれ減少しました。

北陸地域の耕地面積を県別にみると、新潟県が17万3,100ha、富山県が５万9,200ha、石川県が４万2,900haで、前年に比べて、800ha（0.5%）、100ha（0.2%）、100ha（0.2%）とそれぞれ減少し、福井県は、４万800haで、前年と同じとなりました（表Ⅳ－９）。

また、北陸地域の23（2011）年の農作物作付（栽培）延べ面積は28万700haで、前年に比べて1,200ha（0.4%）減少し、耕地利用率は88.5%で、前年に比べて0.2ポイント低下しました（図Ⅳ－９）。

表Ⅳ－９ 耕地面積の推移

（単位：ha、%）

区　分	全　国	北　陸			新潟県	富山県	石川県	福井県
		計	田	畑				
昭和55(1980)年	5,461,000	390,500	347,700	42,800	211,100	73,300	56,000	50,000
60(1985)	5,379,000	376,000	334,900	41,100	203,500	70,100	54,100	48,400
平成 2(1990)年	5,243,000	361,900	322,400	39,500	195,600	68,000	51,700	46,600
21(2009)	4,609,000	318,700	285,600	33,100	174,900	59,500	43,400	41,000
22(2010)	4,593,000	317,800	284,700	33,200	174,400	59,400	43,200	40,900
23(2011)	4,561,000	317,000	283,800	33,200	173,900	59,300	43,000	40,800
24(2012)	4,549,000	315,900	282,800	33,100	173,100	59,200	42,900	40,800
対23(2011)年増減率	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.5	▲ 0.2	▲ 0.2	0.0

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」
注：1)2001年までは８月１日現在、2002年以降は７月15日現在です。
2)四捨五入の関係で計と内訳が一致しない場合があります。

図Ⅳ－９　農作物作付（栽培）延べ面積（田畑計）及び耕地利用率の推移（北陸）

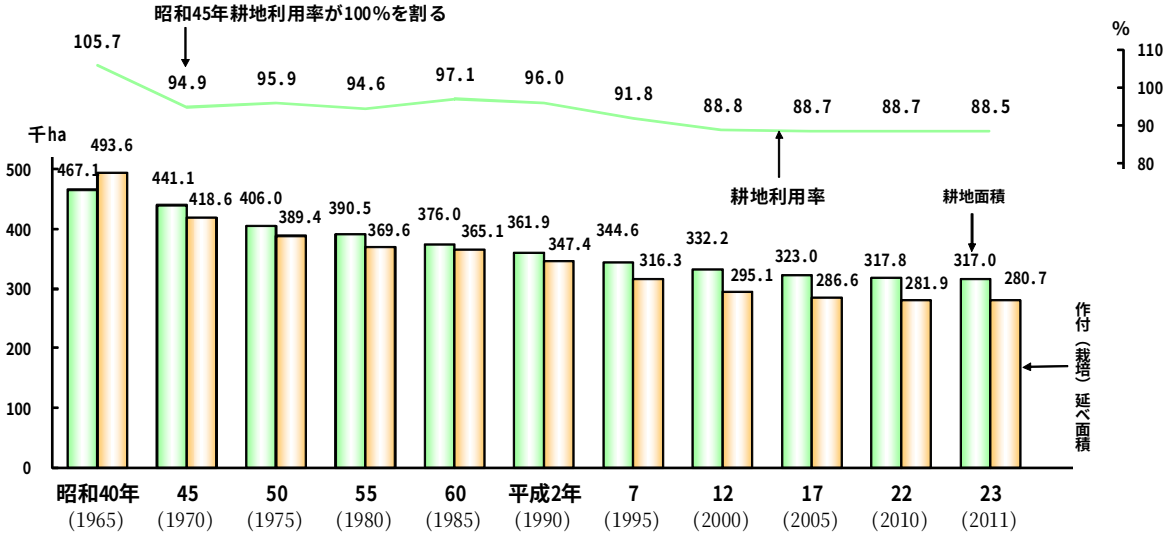

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」
注：耕地利用率とは、耕地面積（けい畔を含む。）を100とした作付(栽培)延べ面積の割合です。

（２）農地の流動化

ア．農地利用集積の概要

担い手への農地利用集積面積は、前年度比４百haの増加

2010年世界農林業センサスによると、北陸地域においては、経営耕地面積が4.0ha以上ある販売農家数は10,387戸と５年前に比べ15.5%増加しており、また、これら農家の経営耕地面積のシェアは、５年前の25.5%から34.6%へ上昇しています。

さらに、担い手への農地利用集積面積も年々増大して23（2011）年度末では13万9,300haとなっており、これは前年に比べ約426ha増加し耕地面積に占める割合は44%となっています(図Ⅳ－10)。

図Ⅳ－10　担い手への農地利用集積面積の推移

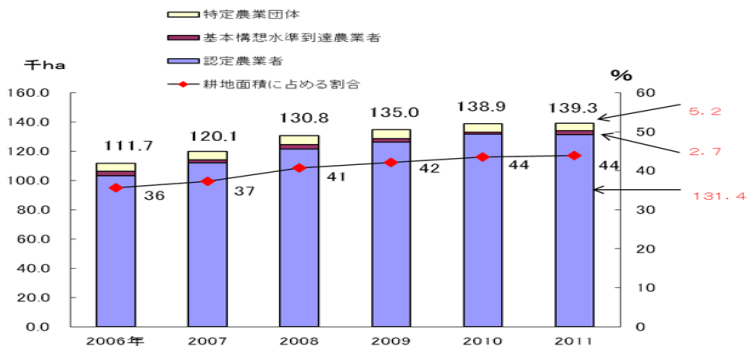

資料：北陸農政局「認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体並びに農用地利用改善団体の実態に関する調査」
注：ここでいう「担い手」とは、認定農業者（特定農業法人を含む。）、基本構想水準到達農業者、特定農業団体をいいます。

イ．利用権設定の概要

利用権設定率は、前年度比0.5ポイントの増加

北陸地域における「農業経営基盤強化促進法(注)」に基づく利用権設定面積は、23（2011）年度末で９万4,255haとなっており、利用権設定率（農用地面積に占める利用権設定面積の割合）は前年度を0.5ポイント上回る27.8%となっています(図Ⅳ－11)。

図Ⅳ－11　利用権設定面積の推移

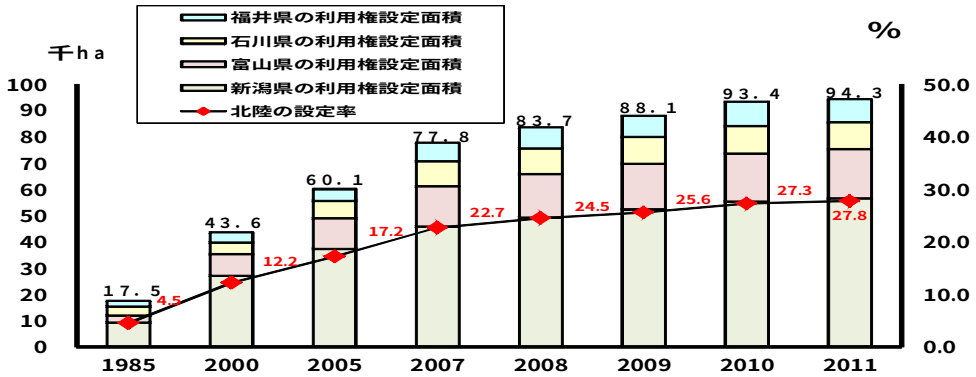

資料：北陸農政局「認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体並びに農用地利用改善団体の実態に関する調査」
(注)：　農地等の権利移転は法律に基づいて行う必要があり、農地法に基づく権利移転（農地等を効率的に利用する者のみが農地等の権利を取得できるとの観点）と農業経営基盤強化促進法に基づく権利移転（効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するとの観点）とがあります。

ウ．所有権移転
前年より176.2haの減少

北陸地域における22（2010）年の農地の所有権移転は、4,954件（対前年比14%減）、1,079.7ha（同14%減）となっています。

このうち、「農地法」によるものは3,888件（同15%減）、726.6ha（同14%減）、「農業経営基盤強化促進法」によるものは1,066件（同6%減）、353.1ha（同14%減）となっています（表Ⅳ－10）。

表Ⅳ－10　農地の所有権移転の推移

（単位：件、ha、%）

		所有権移転総数	農地法第３条許可・届出に係るもの				農業経営基盤強化促進法第１９条公告に係るもの			
				うち、自作地の有償所有権移転	うち、自作地の無償所有権移転	うち、小作地の所有権移転		うち、自作地の有償所有権移転	うち、自作地の無償所有権移転	うち、小作地の所有権移転
件数	2008	6,046	4,804	3,621	1,138	45	1,242	1,208	32	2
	2009	5,733	4,597	3,433	1,126	38	1,136	1,109	24	3
	2010	4,954	3,888	2,918	946	24	1,066	1,040	25	1
	対2009差	▲ 779	▲ 709	▲ 515	▲ 180	▲ 14	▲ 70	▲ 69	1	▲ 2
	対2009比	0.86	0.85	0.85	0.84	0.63	0.94	0.94	1.04	0.33
面積	2008	1,358.1	871.0	601.6	261.5	7.8	487.1	481.1	4.8	1.2
	2009	1,255.9	844.7	572.8	270.1	1.8	411.2	403.1	6.8	1.3
	2010	1,079.7	726.6	488.5	234.8	3.3	353.1	349.0	3.9	0.2
	対2009差	▲ 176.2	▲ 118.1	▲ 84.3	▲ 35.3	1.5	▲ 58.1	▲ 54.1	▲ 2.9	▲ 1.1
	対2009比	0.86	0.86	0.85	0.87	1.83	0.86	0.87	0.57	0.15

資料：農林水産省「土地管理情報収集分析調査結果」及び「農地の権利移動・借賃等調査結果」

注：1）　2008年、2009年は「土地管理情報収集分析調査結果」、2010年は「農地の権利移動・借賃等調査結果」。

注：2）　2010年の「農地法第3条許可・届出に係るもの」欄及び「農業経営基盤強化促進法第19条公告に係るもの」欄の「自作地の有償所有権移転」、「自作地の無償所有権移転」及び「小作地の所有権移転」は、それぞれ、「所有権耕作地有償所有権移転」、「所有権耕作地無償所有権移転」及び「所有権以外耕作地所有権移転」の件数及び面積です。

エ．農地価格
農地価格は都市的農業地域、純農業地域ともに下落

全国的に農地価格は下落傾向が続いていますが、下落率は純農業地域よりも都市的農業地域において大きくなっています（表Ⅳ－11）。

23（2011）年の北陸地域における農地価格は、都市的農業地域では中田が全国平均の63%、中畑が同45%となっていますが、純農業地域では全国平均と大きな差はみられません。なお、北陸地域における農地価格は、地域区分、地目に係わらず全体的に全国平均より大きく下落しています。

表Ⅳ－11　生産条件別田畑の売買価格の推移

（単位：千円／10ａ）

		2006	2007	2008	2009	2010	2011	下落率（2006年～2011年）
都市的農業地域	全国・中田	5,485	5,199	4,965	4,733	4,479	4,250	23%
	全国・中畑	5,168	4,892	4,734	4,519	4,278	4,092	21%
	北陸・中田	4,555	3,823	3,540	3,411	3,166	2,672	41%
	北陸・中畑	2,752	2,434	2,288	2,071	1,895	1,854	33%
純農業地域	全国・中田	1,505	1,470	1,441	1,388	1,363	1,340	11%
	全国・中畑	1,036	1,014	998	972	957	942	9%
	北陸・中田	1,662	1,611	1,569	1,445	1,425	1,419	15%
	北陸・中畑	903	882	869	802	786	781	14%

資料：全国農業会議所「田畑売買価格等に関する調査結果（各年5月1日調べ）」

注：1）　都市的農業地域の田畑売買価格は、都市計画法による線引きが完了した市町村の市街化調整区域内の農用地区域内における農地の売買価格です。

2）　純農業地域の田畑売買価格は、都市計画法による線引きを実施していない市町村の農用地区域内における農地の売買価格です。

3）　中田（畑）とは、調査区域において収量水準や生産条件等が平均的な田（畑）です。

4）　下落率は、（平成2006年価格－平成2011年価格）／平成2006年価格により算出しました。

（３）耕作放棄地の発生防止・解消

耕作放棄地の状況把握と再生利用等に向けた取組を推進

ア．荒廃農地に関する調査の実施

2010年世界農林業センサスによると、全国の耕作放棄地面積は約39万６千haと５年前に比べ2.6%増加しています。北陸地域の耕作放棄地面積も約１万9,400haとやや増加し、全国に占める割合は５年前と同水準の4.9%となっています。

耕作放棄地の解消を図るためには、その現状を的確に把握したうえで再生利用を進める必要があることから、23（2011）年に「荒廃農地に関する調査」を実施し、荒廃農地（現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地）一筆ごとに荒廃の現状や再生利用の取組状況等を把握しました。

調査結果は24（2012）年12月に公表され、荒廃農地のうち抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地は全国で約13万８千ha、北陸地域では約2,800haとなっています。なお、耕作放棄地対策等の取組が進められた結果、北陸地域では約510haの荒廃農地が解消されました(表Ⅳ－12)。

表Ⅳ－12　荒廃農地に関する調査結果（北陸）(実績値)

(単位:ha)

県　名	再生利用が可能な荒廃農地	再生利用が困難と見込まれる荒廃農地	荒廃農地面積計	再生利用された面積
新潟県	973	2,228	3,202	76
富山県	174	147	320	29
石川県	1,255	4,644	5,899	293
福井県	439	860	1,299	113
計	2,841	7,879	10,720	511

注１：「再生利用が可能な荒廃農地」は、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」のことです。

注２：市町村から報告のあった各区分面積を集計したものであり、調査範囲が一部区域にとどまる市町村も単純に集計しています。

注３：四捨五入の関係で計が一致しない場合があります。

イ．耕作放棄地対策推進の取組

北陸農政局では、「北陸農政局耕作放棄地解消プロジェクトチーム」において、耕作放棄地の解消に向けた取組を実施しました。具体的には、地域の現状及び課題の把握のための意見交換会の開催（６～３月、６市町)、支援策等の周知のための説明会の開催（10月)、農業参入に意欲のある企業等への情報提供、取組事例集やリーフレットの作成・配布等を行いました。

また、北陸管内29市町村において、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用し、耕作

放棄地の再生作業や営農再開に向けた取組が行われています。（25（2013）年２月末現在）

（４）農業振興地域制度の現状

優良農地確保のための制度運用

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農林水産大臣は「農用地等の確保等に関する基本指針」(22（2010）年6月策定）において、32（2020）年の確保すべき農用地等の面積（農用地区域内農地）の目標を415万haと定めています。

基本指針に基づき、都道府県知事は「農業振興地域整備基本方針」（22（2010）年12月策定）において、32（2020）年の確保すべき農用地等の面積の目標を定めています。
(管内各県の目標は表Ⅳ-13を参照。）

各県においては、この目標の達成のために、農用地区域からの除外の厳格化、農用地区域への編入の促進、荒廃農地の発生抑制及び再生可能な荒廃農地の再生等の取組を推進しています。

表Ⅳ－13　農業振興地域の指定状況(平成23（2011）年)

(単位：千ha)

区分	市町村数	うち農業振興地域指定市町村数(農業振興地域数)	農用地区域内農地面積	対前年度増減	(参　考)基本方針の目標農地面積(32年)
新潟県	30	29　(68)	165.8	0.2	168.0
富山県	15	15　(15)	55.8	▲ 0.0	56.9
石川県	19	19　(19)	38.7	0.3	40.4
福井県	17	17　(28)	38.2	0.1	38.7
北　陸	81	80　(130)	298.5	0.6	(304.0)

資料：北陸農政局調べ（平成23（2011）年12月1日現在）
注：1)新潟県の粟島浦村については,農業振興地域の指定がされていない。
2)四捨五入の関係で計が一致しない場合があります。
3)基本方針の目標農地面積欄の北陸は、管内4県の目標面積の合計です。

４．農業の生産基盤の整備

（１）生産基盤の整備・推進の方向

基幹的水利施設の戦略的な保全管理や生産基盤整備の推進

ア．生産基盤の整備

農地や農業用用排水施設等は、農業を支える重要な基盤であり、国民全体が食料の安定供給だけでなく国土の保全等の多面的機能の便益を享受することから、中長期的な視点に立って、それらを整備し保全管理していくことが重要となっています。

平成24年3月、政府は、農業の体質強化と震災からの復興等を図るため、５年間（平成24～28年度）の土地改良事業の基本となる「土地改良長期計画」を策定し、「水（農業用水、農業水利施設）」と「土（農地）」を次世代に引き継いでいけるよう、「食を支える水と土の再生・創造」を基本理念に掲げ取り組んでいくこととしています。

本計画では、食料生産の体質強化、震災復興及び農村の防災・減災力の強化、農村の協働力や地域資源の潜在力を活かしたコミュニティの再生といった政策課題の解決に向けた施策を集中的に実施することとしています。

また、「攻めの農林水産業」を展開していく中で、農業農村整備事業としては、国土強靭化や老朽化した農業水利施設の長寿命化、耐震化及び豪雨対策等を含む防災・減災対策を推進するとともに、農業競争力強化のため、担い手への農地集積の加速化、農業生産の効率化・高付加価値化を目指して、農地の大区画化、畑地かんがい、施設整備、汎用化等を推進することとしております。

このため、国営土地改良事業等により、農業水利施設の保全管理、整備を推進するとともに、未整備水田の大区画化により農地の集積と農地のさらなる高度利用等を図るための各種事業を推進しているところです。

北陸地域の特性に応じた基盤整備の実施

イ. 国営土地改良事業地区調査（「関川二期地区」）

本地区は新潟県南西部の高田平野に位置し、上越市及び妙高市にまたがる農地面積約5,800haの稲作経営を主体とした農業地帯です。

本地区の農業用水は、国営土地改良事業「関川地区」により造成された笹ヶ峰ダム、頭首工、幹線用水路等の農業水利施設により供給されていますが、事業完了後30年近くが経過し、ダムの附帯施設及び用水路等の老朽化の進行、維持管理費の増加により、施設機能の維持が困難な状況となっています。

本調査（平成23（2011）～25（13）年度）では、地域の農業用水にとって重要なこれら施設の改修計画を検討し、土地改良事業計画の作成を行います。

図Ⅳ-12 地区紹介図

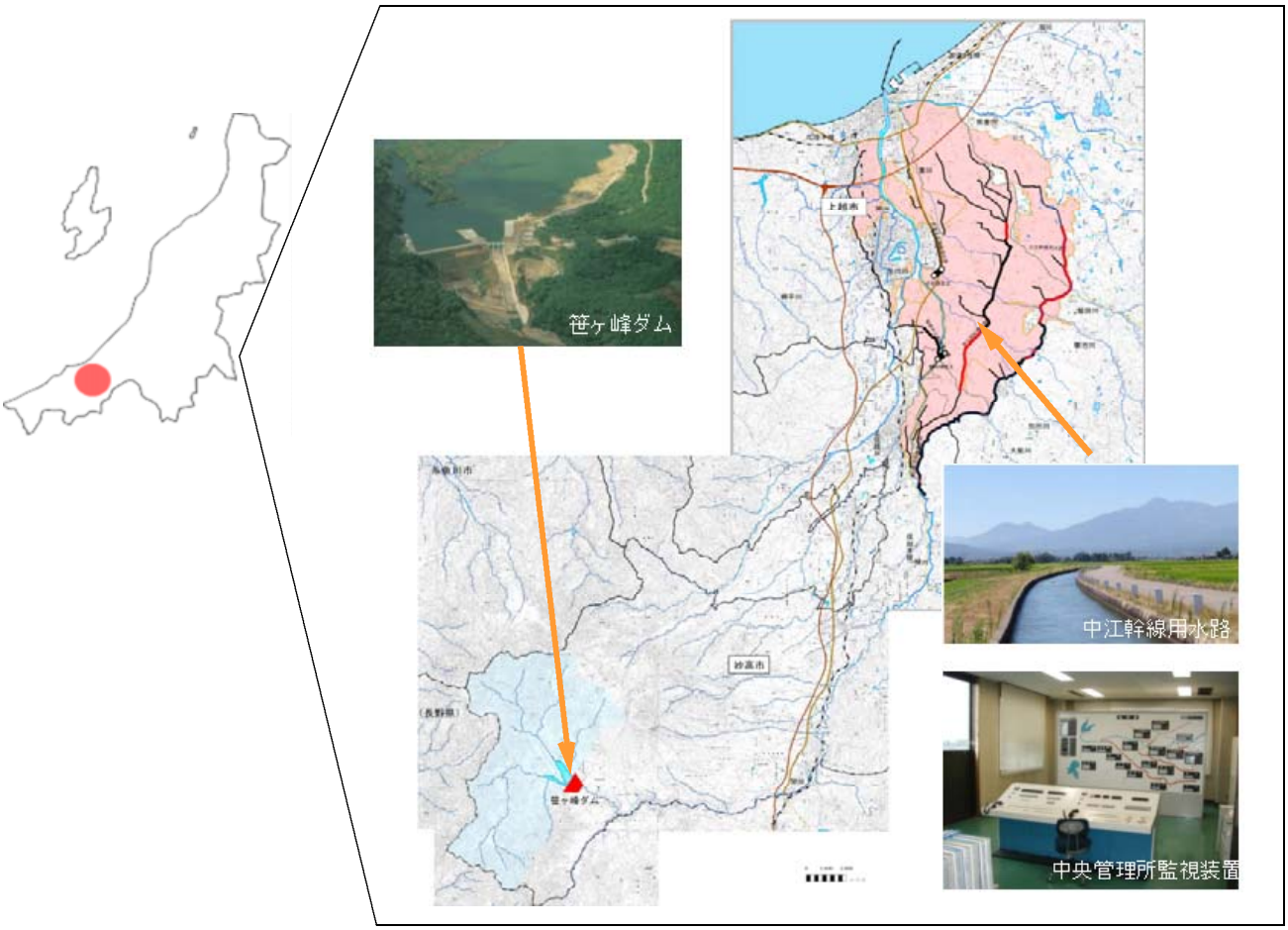

ウ. 国営土地改良事業地区調査（「信濃川左岸 流 域地区」）

本地区は新潟県中央部に位置し、長岡市及び小千谷市にまたがる農地面積約4,700haの稲作経営を主体とした農業地帯です。

本地区の農業用水は、国営土地改良事業「信濃川左岸地区」により造成された小千谷頭首工、幹線用水路等の農業水利施設により供給されていますが、ゲート設備等の老朽化により国営土地改良事業「信濃川左岸二期地区」において小千谷頭首工は全面改修されました。

しかしながら、近年、信濃川の河道断面の拡大に起因し、計画取水位を確保できないことから、地区内においては安定取水ができない状況となっています。また、「信濃川左岸地区」により造成された施設は事業完了後50年近くが経過し、老朽化が進行している状況にあります。

本調査(平成24（2012）～25（13）年度)では、地域の農業用水にとって重要なこれら施設の改修計画を検討し、土地改良事業計画の作成を行います。

図Ⅳ-13 地区紹介図

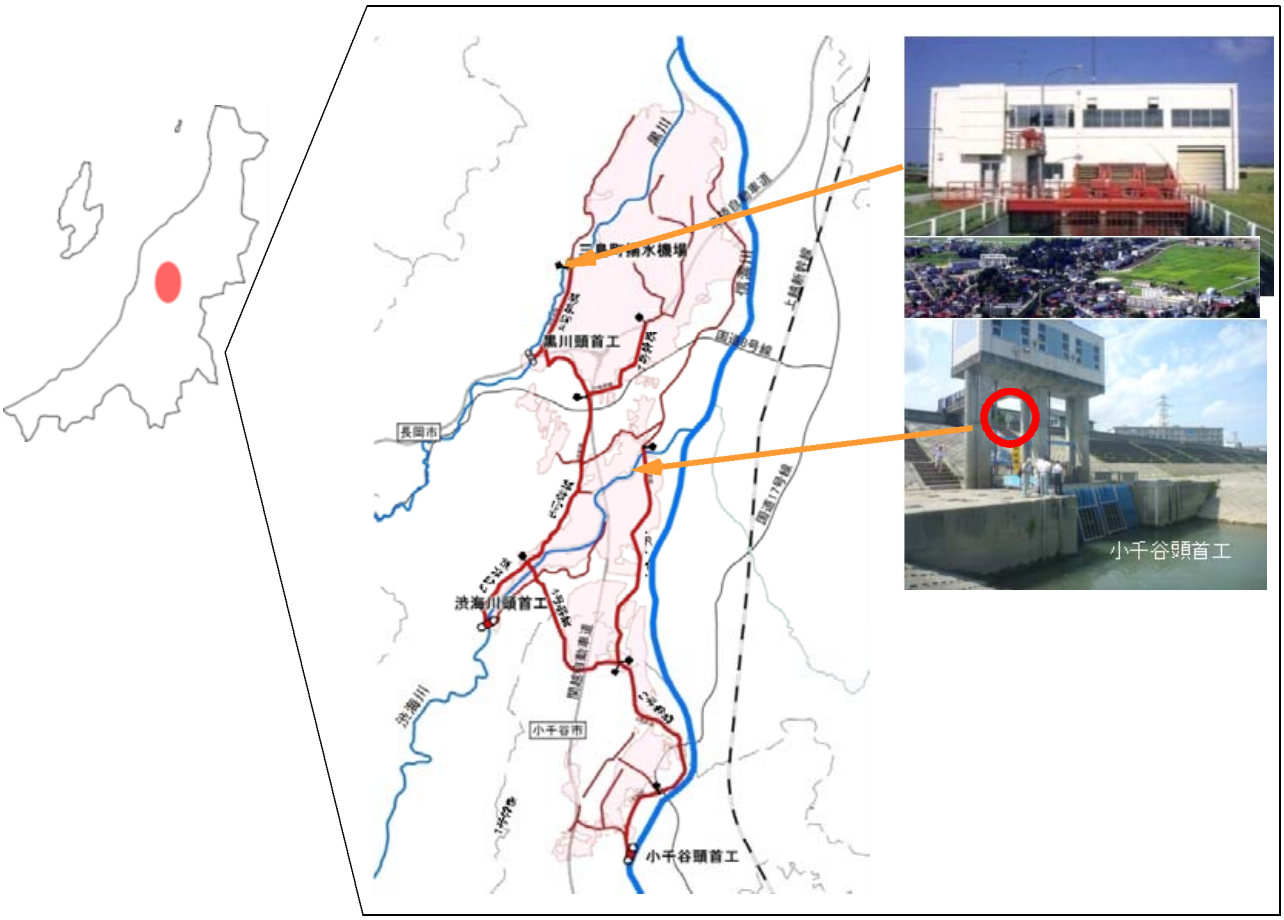

エ. 国営土地改良事業地区調査（「手取川流域地区」）

本地区は、石川県南西部に位置し、白山市外４市１町にまたがる農地面積約7,400haの稲作経営を主体とした農業地帯です(図Ⅳ－14)。

本地区の農業用水は、国営土地改良事業「手取川第一地区」により整備された白山頭首工、幹線用水路及び、国営土地改良事業「手取川地区」により整備された大日川ダム等の農業水利施設により供給されていますが、白山頭首工は造成後70年以上が経過しており、幹線用水路についても築造後40年以上が経過し、老朽化が進行していることから、農業用水の安定供給に支障をきたしています。

本調査(平成24（2012）年度)では、地域の農業用水にとって重要なこれら施設の改修計画を検討し、土地改良事業計画の作成を行っています。

図Ⅳ-14 地区紹介図

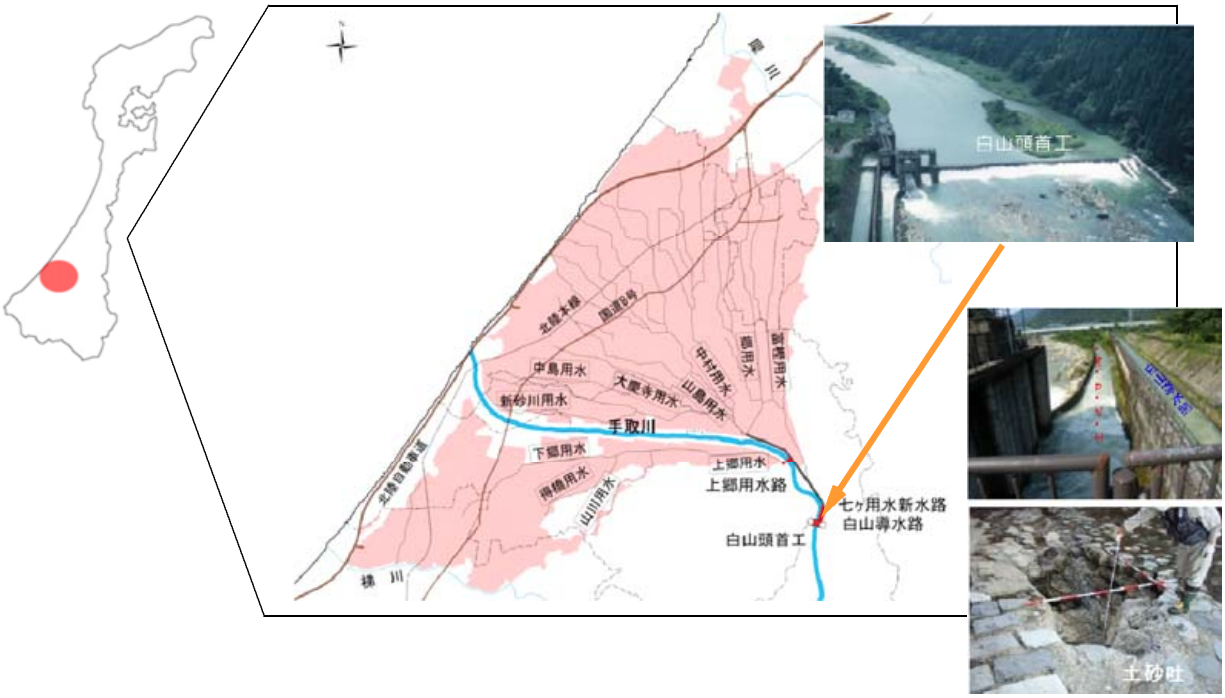

オ. 広域基盤整備計画調査（「石川（いしかわ）地域」）

北陸地域では、６地域において広域基盤整備計画調査を順次実施し、国営かんがい排水事業等により造成整備された基幹的農業用用排水施設（ダム、頭首工、揚排水機場、用排水路等）の計画的な整備・更新を行っていくための広域基盤整備計画書を策定しています（図Ⅳ-15）。

平成22～24年度においては、「石川地域」において調査を実施し、国営造成水利施設保全対策指導事業との連携による施設の機能診断の実施、邑知潟地区・河北潟地区・手取川地区・加賀三湖地区にかかる施設の更新時期の策定、環境・景観にかかる基礎資料を基に環境配慮の基本方針を策定し、これらを踏まえた広域基盤整備変更計画書（案）を策定しています。

図Ⅳ-15　北陸農政局管内　広域基盤整備計画調査の対象地域

石川地域	
石川県全域（能登北部を除く）	
調査期間	2010年度～2012年度
受益面積	約17,000ha
国営事業	9地区

（２）直轄事業

平成24（2012）年度は９地区でかんがい排水、１地区で総合農地防災事業を実施

ア．国営かんがい排水事業

24（2012）年度は、用水改良事業として新潟県の佐渡（一期）、佐渡（二期）、柏崎周辺（二期）、阿賀野川用水（施設整備）、加治川用水地区及び福井県の九頭竜川下流（一期）、九頭竜川下流（二期）の７地区、排水改良事業として新潟県の新川流域の１地区で、事業を実施しています。

また、事業着手準備地区として新潟県の新川流域二期地区の全体実施設計を実施しています。

このうち、過去に国営事業により造成した施設について、老朽化により機能低下した施設の改修・更新（一部も含む）を行っている地区は８地区です（表Ⅳ－14）。

表Ⅳ－14　国営かんがい排水事業実施状況（2012年度、事業実施地区）

県名	事業目的 / 地区名（県別着工順）	用水改良			排水改良		主な事業内容								受益面積 (ha)
		1)農業用水の管理確保	2)水利用の合理化	3)水管理の効率化	水田の汎用化	農地防災	ダム	頭首工	揚水機場	排水機場	用水路	排水路	水管理施設	4)施設の改修・更新	
新潟	佐渡（一期）	○	○	○			○						○		3,396
	佐渡（二期）		○	○	○			○		○	○	○	○	○	
	柏崎周辺（二期）	○	○	○			○	○			○		○	○	3,590
	新川流域				○					○				○	19,778
	阿賀野川用水		○					○			○			○	13,298
	加治川用水	○	○	○			○	○			○		○	○	6,121
	新川流域二期				○					○		○		○	19,535
福井	九頭竜川下流（一期）		○	○							○		○	○	11,642
	九頭竜川下流（二期）		○	○							○		○	○	

注：1)　農業用水の管理確保：新規に農業用水を確保し用水補給を行う。
　　2)　水利用の合理化：取水施設の統合や施設の更新を行い安定した取水と水利用を行う。
　　3)　水管理の効率化：用水路のパイプライン化や水管理施設（集中管理）を建設し営農の省力化を行う。
　　4)　施設の改修・更新：老巧化した施設を改修し維持管理の節減を行う。

イ．国営総合農地防災事業

24（2012）年度は、富山県の庄川左岸の１地区で事業を実施しています。本地区では、流出形態の変化により機能低下した施設の改修・更新を行っています（表Ⅳ－15）。

表Ⅳ－15　国営総合農地防災事業の実施状況（2012年度、事業実施地区）

県名	事業目的 / 地区名（県別着工順）	用水改良			排水改良		主な事業内容								受益面積 (ha)
		1)農業用水の管理確保	2)水利用の合理化	3)水管理の効率化	水田の汎用化	農地防災	ダム	頭首工	揚水機場	排水機場	用水路	排水路	水管理施設	4)施設の改修・更新	
富山	庄川左岸					○						○	○	○	6,212

注：1)　農業用水の管理確保：新規に農業用水を確保し用水補給を行う。
　　2)　水利用の合理化：取水施設の統合や施設の更新を行い安定した取水と水利用を行う。
　　3)　水管理の効率化：用水路のパイプライン化や水管理施設（集中管理）を建設し営農の省力化を行う。
　　4)　施設の改修・更新：老巧化した施設を改修し維持管理の節減を行う。

（３）自治体等の事業（補助事業、交付金等）

事業の重点化と地方の裁量の拡大

ア．戸別所得補償制度を下支えする農業生産基盤の整備

戸別所得補償制度の円滑な実施を図るためには、麦・大豆等の戦略作物や地域振興作物の生産性向上を可能とする農地や農業用用排水施設等の整備が不可欠であり、水田農業を主体とする北陸地域において重要な役割を担っています。

現状では、区画整備済みの水田においても、その約３分の１は水はけの良くない状況にあり、戦略作物の生産拡大の支障となっていることや、戦後の食糧増産期や高度経済成長期に整備された多くの用排水施設が更新時期を迎えています。

このため、麦・大豆の生産拡大や耕地利用率等の向上のための農地の区画整理、用排水施設等の整備を重点的かつ集中的に行うため、従来の補助事業（かんがい排水事業、経営体育成基盤整備事業等）を再編整理し、新たに戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業が平成23年度に創設されました。事業の実施に当たっては、対象地区を効率的な生産が可能なまとまった農地が広がる地域に限定すること等により事業の重点化を図っています。

平成24（2012）年度は、68地区（新潟県45、富山県7、石川県5、福井県11）で実施しています（表Ⅳ－16）。

表Ⅳ-16 戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業の実施状況（2012年度）

（単位：地区、ha）

区　分	新潟県		富山県		石川県		福井県		北陸局計	
	地区数	受益面積	地区数	受益面積	地区数	受益面積	地区数	受益面積	地区数	受益面積
農地整備事業	39	6,163	5	203	5	243	3	278	52	6,887
水利施設整備事業	3	4,127					8	3,474	11	7,601
農地防災事業	3	5,360	2	6,212					5	11,572
計	45	15,650	7	6,415	5	243	11	3,752	68	26,060

資料：北陸農政局調べ

また、持続可能な力強い農業の実現に向けて、農地集積を加速化するために、平成23（2011）年度４次補正予算において、農業体質強化基盤整備促進事業が創設されました。けい畔除去等によるほ場の区画拡大など迅速かつきめ細かく対応しています。

平成24（2012）年度は、96地区（新潟県21、富山県41、石川県14、福井県20）で実施しています（表Ⅳ－17）。

表Ⅳ-17　農業体質強化基盤整備促進事業の実施状況（2012年度）

（単位：地区）

区　分	新潟県	富山県	石川県	福井県	北陸局計
県営分	1	8	7	0	16
市町村営分	5	12	3	6	26
団体営分	15	21	4	14	54
計	21	41	14	20	96

資料：北陸農政局調べ

イ．地域の創意工夫による農業生産基盤の総合的な整備

農業農村整備事業では、地域の創意工夫を活かした効率的な整備を図るため、地方の裁量の拡大など積極的に補助金改革に取り組んでいます。各自治体では、各種の交付金制度を活用し、地域のニーズにあった計画を自ら策定し、自主的に農業生産基盤の整備を実施しています(表Ⅳ－18、表Ⅳ－19)。

表Ⅳ-18　農山漁村地域整備交付金（農業農村整備事業関係分）

区　分	新潟県	富山県	石川県	福井県	北陸局計
事業地区数	75	110	50	36	271

資料：北陸農政局調べ

注：自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、地域の自主性と創意工夫による農山漁村地域の整備を推進するため、自治体がその裁量により地区間や農業農村、森林、水産の事業間の流用及び年度間の融通が可能な地方の自主性を尊重した交付金制度（平成22年度創設）。

表Ⅳ-19　地域自主戦略交付金（農業農村整備事業関係分）

区　分	新潟県	富山県	石川県	福井県	北陸局計
事業実施地区数	254	108	96	72	530

資料：北陸農政局調べ

注：「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、地域の自由裁量を拡大するため、平成23年度に創設。

ウ．農地等の防災対策

北陸地域は全国の地すべり防止区域の約３割を占める有数の地すべり地域であり、地すべり対策は重要な課題です（表Ⅳ－20)。また、カドミウム等による農用地の土壌又は農業用水の汚染に起因して、人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産されることを防止し、農業生産性の維持及び農業経営の安定を図ること等も必要です。

これらに対応するため、24（2012）年度は、北陸農政局管内で、地すべり対策事業43地区、公害防除特別土地改良事業１地区を実施しています（表Ⅳ－21)。

このほか、各自治体では、補助事業を活用して、ため池等の整備を実施するなど、農地・農業用施設の防災対策に取り組んでいます。

表Ⅳ－20　農村振興局所管地すべり防止区域（2013年3月現在）（単位：区域、ha）

区　分	全　国	北　陸	新潟県	富山県	石川県	福井県
防止区域数	1,959	469	333	46	83	7
面　積	111,434	36,883	29,151	2,765	4,634	333

資料：北陸農政局調べ

表Ⅳ－21　農地防災事業の実施状況（2012年度）

（単位：地区、ha）

事業区分 ＼ 県名		北陸		新潟県		富山県		石川県		福井県	
		地区数	受益面積	地区数	受益面積	地区数	受益面積	地区数	受益面積	地区数	受益面積
農地等保全事業	地すべり対策	43	14,454	25	11,195	8	1,635	6	1,400	4	224
農村環境保全対策事業	公害防除特別土地改良	1	545	－	－	1	545	－	－	－	－
震災対策農業水利施設整備事業	震災対策農業水利施設整備事業	42	52,955	19	90,978	8	2,950	10	52,955	5	500
震災対策農業水利施設整備事業	農村地域防災減災事業	78	56,845	32	49,501	2	2,091	34	1,295	10	3,958
戸別所得補償円滑化基盤整備事業	総合農地防災	5	11,572	3	5,360	2	6,212	－	－	－	－
合計		169	136,371	79	157,034	21	13,433	50	55,650	19	4,682

資料：北陸農政局調べ

事業の重点化と地方の裁量の拡大

エ．災害復旧

北陸地域における24（2012）年の農地・農業用施設の災害査定額は9.9億円であり、過去10か年（15（2003）年～24（2012）年）の平均額63億円の16％となっています（表Ⅳ－22、図Ⅳ－16）。

表Ⅳ－22　2012年災害の査定件数と査定額　（単位：件、百万円、％）

区分	北陸	新潟県	富山県	石川県	福井県
査定件数	276	122	121	10	23
査定額 （対前年比）	987 （8%）	680 （6%）	214 （92%）	42 （8%）	50 （29%）

資料：北陸農政局調べ

図Ⅳ－16　最近10か年の災害査定件数と査定額

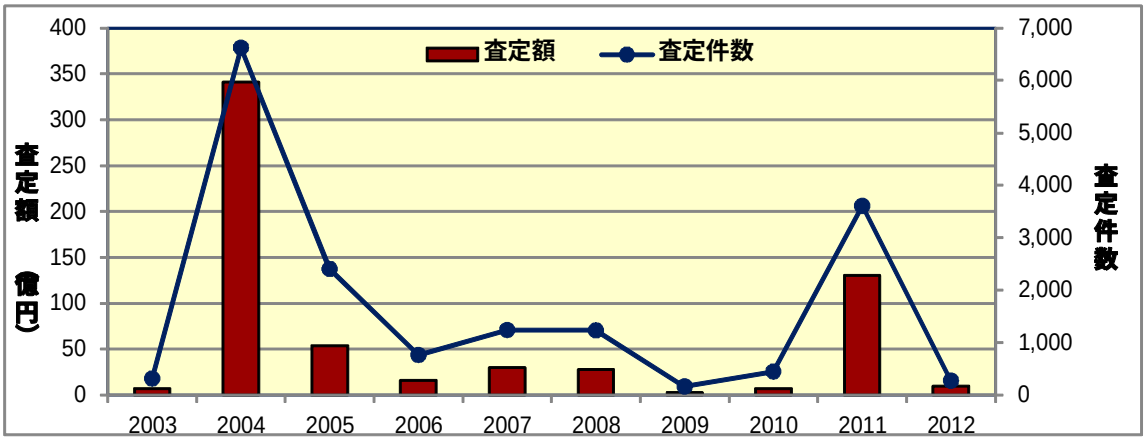

資料：北陸農政局調べ

オ．土地改良施設の維持管理

土地改良施設の維持管理は、土地改良区等が自ら行いその費用を負担することを原則としています。しかしながら、土地改良施設は、農業生産を支える基本的施設であると同時に、多面的機能の発揮等、地域にとっても重要な社会資本としての役割を担っています。そのため、特に公共性の高い一定の施設については、国営造成施設県管理費補助事業や基幹水利施設管理事業により県や市町村の管理に対して助成するとともに、土地改良区等が管理する施設に関しても、国営造成施設管理体制整備促進事業や土地改良施設維持管理適正化事業等により、管理体制の整備や施設の整備補修に対する支援を行っています（表Ⅳ－23)。

表Ⅳ－23　2012年度土地改良施設管理強化対策の実施状況

事業名		事業概要等	事業主体	管内実施状況
公的管理	国営造成施設県管理費補助	・都道府県が管理する国営造成施設で一定規模以上の排水機場、防潮水門、ダム及び頭首工 ・非農地面積２割以上 ・河川管理に著しい影響 ・関係受益面積がおおむね3,000ha以上　等 ・補助率：1/3(平成7年度以前採択地区 40%)	都道府県	新潟県11地区(11) 富山県 1地区(1) 石川県 4地区(4) 福井県 0地区(0) 計　16地区(16)
	基幹水利施設管理事業	・市町村等が土地改良区と連携を図りつつ基幹的な国営造成施設の公共・公益的機能を強化した管理事業を実施 ・対象施設：ダム、頭首工、排水機場、用水機場、排水樋門及び幹線用排水路 ・非農地面積１割以上 ・受益面積がおおむね1,000ha（地盤沈下地帯にあっては500ha）　等 ・補助率：30%	市町村等	新潟県14地区(14) 富山県 2地区(2) 石川県 0地区(0) 福井県 3地区(3) 計　19地区(19)
	国営造成水利施設保全対策	＜国営造成水利施設保全対策指導事業＞ ・国営土地改良事業で造成された基幹的農業水利施設について、施設長寿命化のための機能診断の実施、及び管理者への指導助言 ・国庫負担率：10/10	国	新潟県 3地区(7)、富山県 2地区(0) 石川県 1地区(5)、福井県 1地区(2) 計　7地区(14)
		＜国営造成水利施設保全対策推進事業＞ ・施設の保全に係る権利の設定及び更新 ・国庫負担率：10/10	国	新潟県 0地区(0)、富山県 2地区(1) 石川県 0地区(0)、福井県 0地区(1) 計　2地区(3)
管理体制・整備の支援	国営造成施設管理体制整備促進事業	≪管理体制整備型≫ ・国営造成施設及び附帯県営造成施設を管理する土地改良区等の管理体制の整備 ・補助率：1/2	都道府県 市町村	新潟県15地区(15)、富山県 6地区(6) 石川県 6地区(6)、福井県 2地区(3) 計　29地区(30)
		≪操作体制整備型≫ ・国営事業完了２年前から２年間において、土地改良区等の操作技術の習熟と操作体制の整備 ・補助率：内地60%、北海道70%、沖縄85%、奄美85%	土地改良区等	管内該当なし(0)
	土地改良施設維持管理適正化事業	・土地改良施設の定期的な整備補修（施設の一部更新を含む。）及び生産調整に即応した整備改良を実施 ・事業費：200万円以上 補助率：30%	土地改良区等	新潟県160地区(136) 富山県 48地区(59) 石川県 64地区(71) 福井県 48地区(51) 計　320地区(317)
	基幹水利施設管理技術者育成支援事業	・土地改良区等の管理技術者に対し、施設の維持保全及び管理の効率化等に関する管理技術について、指導・援助及び研修事業一体的に実施 ・補助率：30%、定額	全土連 県土連	新潟県 0地区(1)、富山県 0地区(0) 石川県 0地区(0)、福井県 0地区(1) 計　0地区(2)
その他	新農業水利システム保全対策事業	・水利施設の機能診断、水利用管理のあり方の技術的検討等を行い農業水利システム保全計画を策定 ・省力化のための施設整備等を実施 ・水利区域がおおむね20(10)haかつ水利区域が属する一連の水利システムの面積が100(60)ha ・補助率：1/2、定額　　（　）中山間地域	都道府県 市町村 土地改良区等	新潟県 0地区(1) 富山県 1地区(1) 石川県 0地区(1) 福井県 0地区(2) 計　1地区(5)

注：管内実施状況の（　）書きは、前年度実績です。

カ．土地改良区の育成強化

土地改良区の組織運営基盤の強化と土地改良施設管理の合理化を図るため、各県は「土地改良区統合整備基本計画」を策定し、土地改良区の合併を主体とした統合整備を推進しており、北陸農政局では、土地改良区の統合整備推進を支援する補助事業（水土総合強化推進事業）を２地区で実施しています（表Ⅳ－24、25、26、図Ⅳ－17）。

表Ⅳ－24　各県統合整備推進基本計画

	策定年度	目標年度	土地改良区数	
			策定時	目標数
新潟県	1994	2016	133	74
富山県	1991	2015	206	65
石川県	1990	2015	190	45
福井県	1992	2020	253	86
合　計			782	270

資料：各県統合整備基本計画

表Ⅳ－25　統合整備推進状況

	2011年度末	2012年度末	
	土地改良区数	減区数	土地改良区数
新潟県	92	0	90
富山県	85	0	80
石川県	77	1	72
福井県	139	8	131
合　計	393	9	373

資料：土地改良区設立状況等調査

表Ⅳ－26　水土総合強化推進事業実施地区

県　名	地区名	改良区数	合併(予定)年度
富山県	かみいちまち 上市町	２→１	2013
福井県	おおのしとうぶ 大野市東部	３→１	2012

資料：北陸農政局調べ

図Ⅳ－17　土地改良区数の推移

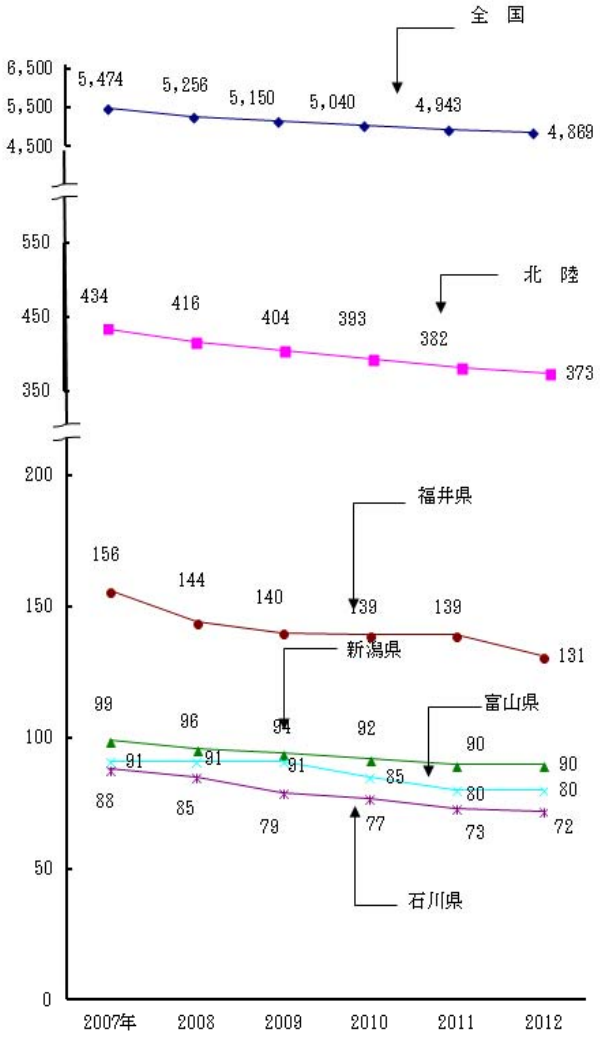

資料：土地改良区設立状況等調査

５．人・農地プランの作成の推進
持続可能な力強い農業の実現に向けて

我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化の進展、新規就農者の確保・定着が十分でないなどの「人の問題」と、農地の集積が進まないあるいは耕作放棄地の増大などの「農地の問題」があります。

このような中、持続可能な力強い農業の実現に向けて、集落・地域で、危機感を共有しつつ、徹底的な話合いにより地域農業のあり方について議論を進め、地域農業を担う経営体や生産基盤となる農地を、将来においても確保していくための展望を作っておくことが必要です。

農林水産省では、集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、それぞれの集落・地域における話合いにより、

① 今後の地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）（以下「中心経営体」という。）はどこか

② 中心経営体へどうやって農地を集めるか

③ 中心経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、６次産業化）

等を定めた「人・農地プラン」の作成・実行を推進しているところです。

北陸農政局においても、「人と農地の問題」の解決に向けた施策に係る相談窓口を設置し、県・市町村、農協等の関係機関や農業者からの相談、問合せ等に対応するとともに、市町村、農協等の関係機関や集落に出向いて、人・農地プランの作成・実行の必要性や人と農地の問題解決のための国の関連施策について説明を行っているところです。

このような中、管内においては、平成25（2013）年３月末現在、77市町村（新潟県：26市町村、富山県：15市町村、石川県：19市町、福井県：17市町）の全部又は一部の集落・地域で、人・農地プランが作成され、この実行に向けた取組も始まっています（表Ⅳ－27）。

なお、作成に至っている市町村の割合は97％で北陸は最も高くなっています（全国平均84％、作成に至った市町村数1,312）。

表Ⅳ－27　人・農地プランの作成・実行に向けた取組事例

○　Ａ市では、市のほか農協、農業委員会、土地改良区等の関係機関で構成する「人・農地プラン推進チーム」を設置。市を６ブロックに分けて各ブロック担当班を編成し、課題や進捗状況等の情報共有を図りつつ、人・農地プランの作成を推進。
○　Ｂ市では、人・農地プランの地域・集落への推進に当たり、地域の農業事情に精通した、市、農協等のＯＢ職員を「プラン推進員」として雇用。地域への働きかけや地域からの相談に対応。
○　Ｃ町では、中心経営体への農地の利用集積に当たって、農作業の効率が向上するよう、中心経営体相互の農地の分散の解消を進めながら人・農地プランを作成。
○　Ｄ集落では、人・農地プランの作成に向けた話し合いの中で、集落ぐるみの法人を設立する機運が高まり、農事組合法人を設立。

資料：北陸農政局調べ